

鴨川市地域防災計画の改定方針 (案)

令和 2 年 8 月

1 改定の背景

平成30年度の鴨川市地域防災計画修正以降の防災基本計画や千葉県地域防災計画等最新の関連計画及び関係法令等との整合を図るとともに、鴨川市を取り巻く社会情勢の変化や、令和元年に発生した房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨などの大規模災害から得られた教訓、知見、課題等を踏まえ、鴨川市の防災危機管理体制の整備・充実を図るため、地域防災計画を改定する。

(1) 災害対策基本法や関係法令の改正履歴

	項 目
1	「水防法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第31号）による水防法及び土砂災害防止法の一部改正（平成29年5月19日公布・平成29年6月19日施行）
2	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第66号）による災害対策基本法の一部改正（平成30年6月27日公布・施行）
3	「災害救助法の一部を改正する法律」（平成30年法律第52号）による災害救助法の一部改正（平成30年6月15日公布・平成31年4月1日施行）
4	「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第27号）による災害弔慰金法の一部改正（令和元年6月7日公布・8月1日施行）

(2) 防災基本計画（国）の修正履歴

	項 目	内 容
1	平成30年6月 一部修正	・ 関係法令の改正、最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編）
2	令和元年5月 一部修正	・ 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編）
3	令和2年5月 一部修正	・ 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編）

(3) 千葉県地域防災計画の修正履歴等

	項 目	内 容
1	令和2年度 修正	・ 令和元年度房総半島台風（台風15号）をはじめとする一連の災害対応への検証等で踏まえた対応 ・ 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた風水害対策の修正 ・ 北海道胆振東部地震の教訓を踏まえた地震対策等の修正 ・ 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月）」の改定の反映

(4) 鴨川市における災害対応の検証結果

	項 目
1	令和元年台風第 15 号、第 19 号および 10 月 25 日の大雨に係る災害対策本部機能の検証結果

(5) その他計画・ガイドライン・マニュアル等の新規策定・改正等

	項 目
1	「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」の作成及び改正 (国土交通省, 平成 29 年 3 月・平成 30 年 12 月)
2	「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「被災市区町村応援職員確保システムに関する運用マニュアル」の策定及び改正 (総務省, 平成 30 年 3 月・平成 31 年 3 月・令和 2 年 4 月)
3	「市町村のための降雪対応の手引き」の発行 (内閣府, 平成 31 年 1 月)
4	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定 (内閣府, 平成 31 年 3 月)
5	「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の策定 (内閣府, 平成 31 年 3 月)
6	「千葉県業務継続計画 (震災編)」の一部修正 (千葉県, 平成 31 年 4 月)
7	「警報・注意報発表基準」の見直し (熊谷地方气象台, 令和元年 5 月)
8	「物資調達・輸送調整等支援システム」の運用開始 (内閣府, 令和 2 年 4 月)
9	「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」の発行 (内閣府・消防庁, 令和 2 年 6 月)

2 鴨川市地域防災計画改定の改定方針の設定

このような改定の背景を踏まえ、鴨川市地域防災計画の改定方針を設定する。

鴨川市地域防災計画（現行計画：平成 30 年 4 月改定）

【国の主な動向】

- ・平成 30 年大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨災害、平成 30 年北海道胆振東部地震、平成 30 年台風第 21 号災害、令和元年房総半島台風災害、令和元年東日本台風災害等による課題
- ・災害対策基本法、水防法、土砂災害防止法等の改正
- ・防災基本計画の修正
- ・防災に関する指針・ガイドラインの策定・改定 等

【千葉県の動向】

- ・千葉県地域防災計画の修正（令和 2 年度予定） 等

【鴨川市の動向】

- ・令和元年台風第 15 号、第 19 号及び 10 月 25 日の大雨に係る災害対策本部機能の検証 等

鴨川市地域防災計画（改定方針・案）

- ① 災害対策基本法改正や防災基本計画修正等、平成 29 年度以降の制定・改正された最新の法令、上位計画等との整合を図る。
- ② 千葉県地域防災計画（令和 2 年度修正）との整合を図る。
- ③ 南海トラフ地震に関する情報等の発表に伴う鴨川市の対応を踏まえた修正を行う。
- ④ 令和元年房総半島台風等の教訓等を踏まえた修正を行う。
- ⑤ その他時点修正を行う。

3 主な改定内容

(1) 災害対策基本法や関係法令の改正への対応

- ①洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川について、過去の浸水実績等を市長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民へ周知する制度を創設（水防法）
- ②要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化（水防法・土砂災害防止法）
- ③救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施（災害救助法）
- ④被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化（災害対策基本法）
- ⑤災害援護資金の貸付利率（現行 3%）について、市町村が条例で設定できるよう見直し（災害弔慰金法）

(2) 国の防災基本計画の修正への対応

- ①平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた修正（H30.6 修正）への対応
 - ・洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告の発令基準の設定
- ②平成 30 年 1 月～2 月の大雪対応を踏まえた修正（H30.6 修正）への対応
 - ・地方公共団体等による応援協定等について、実行性確保の重要性を理念として明確化
 - ・道路ネットワーク全体として機能への影響を最小化するための措置を具体化
- ③平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正（R1.5 修正）への対応
 - ・「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知
 - ・住民の避難行動等を支援する防災情報の提供（→5 段階の警戒レベルでの防災情報の提供）
- ④平成 30 年に圧制した災害への対応の教訓を踏まえた修正（R1.5 修正）への対応
 - ・ISUT（災害時情報集約支援チーム）の派遣
 - ・被災市区町村応援職員確保システムの充実
 - ・液状化ハザードマップの作成・公表
 - ・関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理
 - ・走錨等に起因する事故防止のための監視体制の強化等
 - ・ため池の耐震化や統廃合の推進

⑤その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正（R1.5 修正）への対応

- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
- ・外国人に対する防災・気象情報の多言語化
- ・行政・NPO・ボランティア等の三社連携による情報共有会議の整備・今日か
- ・中小企業等における防災・減災対策の普及促進

⑥主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正（R2.5 修正）への対応

- ・災害リスクととるべき行動の理解促進
 - ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
 - 避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進
 - 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施
- ・河川・気象情報の提供の充実
 - 災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供
- ・災害廃棄物処理体制の整備
 - 国、自治体ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知

⑦主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正（R2.5 修正）への対応

- ・災害になれていない国から自治体への支援の充実
- ・長期停電・通信障害への対応強化
 - 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備
 - 病院等重要施設の非常用電源確保の推進
 - 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電元社等の配備調整の円滑化
 - 通信障害の状況と運お関係機関への迅速な共有
- ・被災者への物資支援の充実
 - 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
 - プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知

⑧その他最近の施策の進展等を踏まえた修正（R2.5 修正）への対応

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ・無人航空機を活用した情報収集
- ・災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- ・事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

（３）千葉県地域防災計画の修正への対応

①「令和元年度台風 15 号等への対応に関する検証（中間報告）」等を踏まえた対応

＜危機管理意識の醸成＞

- ・「プロアクティブの原則」の災害対応の基本理念への位置づけ
 - 疑わしいときは行動せよ
 - 最悪事態を想定して行動せよ
 - 空振りには許されるが見逃しは許されない

＜災害対策本部設置前の配備基準の見直し＞

- ・体制名の変更
 - 「災害警戒体制」から「災害即応体制」へ
- ・体制配置条件の再検討
 - 大雨警報等が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入る確率が 70%以上のとき
 - 市内に土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が発表されたとき 等

＜災害対策本部及び応急対策本部設置基準の見直し＞

- ・体制配置条件の再検討
 - 以下に該当し、本部長が必要と認めたとき
 - 大規模停電・断水等が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき
 - 本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき 等
 - 本県の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき 等

＜災害対策本部設置後の配備基準の見直し＞

- ・配備基準の再検討
 - 第 1 配備 災害対策本部設置基準に同じ
 - 第 2 配備 県下広範囲にわたる災害発生時などで、本部長が必要と認めたとき
 - 第 3 配備 県下広範囲にわたる災害発生時などで、本部長が県の全組織を挙げて、災害対応が必要と認めたとき 等

＜情報連絡員の早期派遣のための体制構築＞

- ・情報連絡員の早期派遣体制
 - 市町村の被害状況や人的・物的支援ニーズの把握等を行う、情報連絡員となる職員の事前選定や「災害即応体制」時からの派遣

＜ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備＞

- ・ルール明確化
 - 情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、発災時の映像提供等の依頼手順などについて、ルールを明確化
- ・関係機関との調整
 - 「災害即応体制」時に、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、

ヘリコプターによる上空からの確認等について調整

②平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた風水害対策の修正への対応

＜住民の避難行動を支援する防災情報の提供＞

- ・ 5段階の警戒レベルによる情報提供の推進
- ・ 警戒レベルに応じて、避難等取るべき行動を具体的に情報発信
- ・ 避難情報等を確実に伝達するため、多様な手段の導入促進

＜地域の災害リスクや取るべき避難行動等、学校における防災教育の充実＞

＜農業用ため池の災害対策推進＞

- ・ 計画的改修を進めるための「ため池データベース」の整備
- ・ 緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知促進

③北海道胆振東部地震の教訓を踏まえた地震対策等の修正への対応

＜災害対策本部の置かれる市町村庁舎の非常用電源対策＞

- ・ 非常用電源を72時間稼働できるよう、燃料等の備蓄増強
- ・ 停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定締結促進

＜災害時の情報収集に備え、スマートフォン用モバイルバッテリーの準備を広報・啓発＞

＜災害時の石油類燃料の円滑な調達に向けた円滑な体制手続き等の整備＞

④国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月）」の改定の反映

- ・ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の市の配備体制や防災対応等を新たに整備

(4)「令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果」への対応

※多岐にわたる分野それぞれについて、整理された災害時の実経験をもとに、地域防災計画本文への方針加筆修正が必要と考えられる箇所を抜粋整理

①災害応急活動体制

- ・配備体制、参集基準・方法の見直し
- ・災害警戒本部・災害対策本部の設置基準の見直し
- ・災害対策本部の体制、事務分掌の見直し

②情報収集伝達

- ・市民への情報連絡体制の実態に応じた実効的な運用の見直し
- ・被害情報の収集方法の明確化、人員（コーディネーター）の受援（派遣要請）の盛り込み

③災害広報・広聴活動

- ・SNSなど多様な広報手段の位置づけ
- ・報道機関への対応に関する方針の確立
- ・被災者相談窓口の運営体制の確立

④広域応援・自衛隊派遣要請

- ・災害対策本部における受援体制の確立

⑤警備・交通・輸送

- ・民間車両の借り上げの盛り込み、緊急通行車両の事前手続きの啓発

⑥避難対策

- ・避難所に整備すべき理想的な環境や運用方針の明確化
- ・避難所運営マニュアルの見直しによる避難所運営の整合性の確保

⑦防疫・清掃

- ・簡易トイレの備蓄、仮設トイレ等の避難所でのトイレ対策の位置づけ
- ・清掃センターでの防災対策や、災害時のゴミ収集要領、災害廃棄物の仮置き場など廃棄物対策の具体化
- ・飼育動物対策の位置づけ
- ・家畜対策の明確化

⑧食料・飲料水・生活必需品等の供給

- ・応援物資の余剰分の処分方法の検討と位置づけ
- ・広域的な災害の場合の県外からの応急給水の確保のあり方

⑨行方不明者の捜索・遺体の処理

- ・対応職員の惨事ストレスへの配慮・対応の位置づけ
- ・遺体安置所の選定

⑩被災住宅対策

- ・住宅の応急修理に関する制度の整理、一覧化
- ・空き家対策（空き家からの飛散物の確認、所有者確認で支障）を地域防災計画にも位置づける必要

⑪文教対策及び労働力の確保

- ・学校での当時の対応をもとに、個々の学校での安全確保要領の作成を位置づけ

⑫ボランティア活動への対応

- ・災害ボランティア受け入れ時のコーディネーターの確保の必要性の位置づけ
- ・支援が必要な分野が多岐にわたるため支援人材の日ごろからの育成、プロボノの必要性、ボランティア活動による災害廃棄物の対応方法の位置づけ
- ・災害ボランティアセンターの設置場所の再確認
- ・災害対策本部との連携の仕組みの位置づけ

⑬要配慮者への対応

- ・外国人への情報伝達（多言語、やさしい日本語、翻訳ボランティア）の位置づけ

（５）その他計画・ガイドライン・マニュアル等の新規策定・改正等への対応

- ・計画等の内容を踏まえた所要の修正
- ・防災会議委員の意見を踏まえた修正